

年末調整・住民税年度切替業務 一式
仕 様 書

令和6年8月

独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 目的

本業務は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）における年末調整にかかる業務及び住民税に係る年度切替業務の合理化を図り、機構担当職員の負担軽減及び事務の簡素化・効率化を図ることを主な目的とする。

2. 請負者の要件

2-1. 業務実施主体に関わる要件

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク（JISQ15001）使用許諾，又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会，公益財団法人日本適合性認定協会，若しくは海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISO/IEC27001，若しくは JISQ27001 の認証を受けていること。
- ② 過去5年のうち，1年あたり8千人以上かつ延べ3万人以上の給与所得者の年末調整代行業務を受託・履行した実績を有すること。
- ③ 過去5年のうち，人事給与システムを用いた年末調整代行業務を受託・履行した実績を有すること。

2-2. 業務実施体制に関わる要件

- ① 機構との連絡調整，作業従事者への指示命令を行い，業務を総括する管理者を配置すること。それを示すため応札時時点の業務実施体制図（予定のもので可）を提示すること。
- ② 業務を実施するために必要な人員確保がなされていること。

3. 業務請負期間

契約締結日～令和9年6月17日まで

ただし，上記期間のうち，各業務の実施時期は以下のとおりとする。

- ・ 年末調整に係る業務
実施期間：9月中旬～翌年1月31日
- ・ 住民税に係る年度切替業務
実施期間：4月下旬～6月17日

4. 業務実施における全般的事項

4-1. 必要なOA機器及びソフトウェア等

業務を実施するために必要なOA機器及びソフトウェア等について，全て請負者が準備すること。

4-2. 電子データの授受について

受け渡しを行うデータについて，大容量になることが想定されるため，データの適正な

管理のための授受を適正に行うため機構が契約しているシステム（以下、「データ授受システム」という。）を利用し指定の方法でデータの授受を行うこと。

4-3. 郵送物について

(1) 請負者からの発送

配送状況を確認できる方法によること。ただし、機構教職員の個人宛へ発送するものは除く。

(2) 請負者から機構教職員への発送

機構教職員の個人宛へ発送するものは、信書として取り扱うこと。

4-4. テストデータの作成

納品する CSV データ等について、事前に機構が提供するテスト用資料を用いて CSV データ等を作成し、機構に提出し承認を得ること。

4-5. 業務の品質管理等

作業実施者が作成した帳票・データ類について、確認及び検査を行うとともに、必要に応じて作業実施者に対する研修を行い、その実施状況を機構に報告すること。また、機構から作業の進捗及びその他作業内容についての問い合わせを受けたときは、速やかにその状況を報告すること。

4-6. 業務の改善

機構から作業内容、作業の進捗状況及びその他の状況についての改善の指示を受けたときは、改善策を講じ、その方策について機構に報告書を提出すること。

4-7. 法令改正等に伴う対応

関係法令及び関係通達等（以下、「法令等」という。）が改正された場合、適宜、迅速な対応を行うこと。

4-8. 機密保持

(1) 個人情報、機密情報の取扱基準

- ① 個人情報に関する管理者及び本作業者を置くとともに名簿を整え、責任区分を明確にすること。
- ② 機構から提供するデータに関して、特定のOA機器に保管し、管理責任者を定めて管理すること。
- ③ 機構の個人情報を、端末ログイン管理、鍵付き書庫等への保管・入退室管理等により、適切に管理すること。
- ④ 本業務の作業場所と他の企業・法人等から受注している業務の作業場所を明確に分離する等の方法により、書類の混在・送付誤りが発生しないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報、機密情報漏洩対策基準

請負者は、機構と請負者間でやり取りされる各種電子データについて、暗号化・パスワード設定等のセキュリティ対策を施す仕組みを構築すること。

(3) その他

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。
- ⑤ 請負者は、業務完了後、本件に係る情報を返却または抹消し、そのことを機構に書面で報告すること。
- ⑥ その他、機構における個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

4-9. 情報の漏洩、改ざん、滅失等

業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等の発生を防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施すること。なお、万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合は、機構に対して速やかに報告するとともに、その後の対応について機構の指示に従うこと。漏洩、改ざん、滅失等により機構及び機構教職員に金銭的な損失が生じた場合は、請負者が負担すること。

5. 業務内容

5-1. 年末調整業務

法令等に則り年末調整に関わる業務を行う。

5-1-1. 年末調整業務

5-1-1-1. 対象業務

各国立高等専門学校及び本部事務局（以下、「高専等」という。）教職員の年末調整・再年末調整に関する業務、源泉徴収票・給与支払報告書・給与支払報告書（総括表）のデータ作成、源泉徴収票の発送及び前記の業務実施に関わるその他の付随業務とする。

5-1-1-2. 業務の概要

(1) 事前準備作業（年末調整システム対応者（以下、「WEB 対応者」という。）

・申告書対応者（以下、「紙対応者」という。）共通）

- ① 業務体制図及び業務手順書の作成

- ② 年末調整業務実施スケジュールの作成
年末調整の実施のためのスケジュールを作成し、事前に機構と調整を行い決定する。
- ③ チェックリストの作成
扶養控除等申告書・保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書・前職源泉徴収票（以下、「各種申告書等」という。）のチェックリスト（法令等の要件確認）を作成する。
- ④ 年末調整対象者データの更新
機構から当該年の年末調整対象者リストを受領し、変更の連絡があった場合にはデータの更新を行う。（WEB 対応者・紙対応者共通）
- ⑤ 次年分扶養控除等申告書の発送（WEB 対応者・紙対応者共通）
- ⑥ 各種申告書等記入要領及び質疑応答集の作成（WEB 対応者・紙対応者共通）
各種申告書等の記入要領を作成する。また、各種申告書等の記入に際し質問頻度の高いものについて、質疑応答集を作成する。
- ⑦ 各種申告書等の提出要領の作成（WEB 対応者・紙対応者共通）
各種申告書等の各高専等から請負者への提出要領を作成する。なお、各種申告書等の提出期限は⑤の発送から暦日 20 日間以上を確保すること。
- ⑧ 電子データの提供
④の更新データ、⑥の記入要領・質疑応答集及び⑦の提出要領を電子媒体で機構に提供する。
- ⑨ 年末調整システムの使用準備
WEB 対応者にかかる年末調整については、請負者が機構で使用している年末調整システムを使用して、内容確認及び各種情報の出力を行い対応する。そのため当該システムの使用が請負者で行えるように、事前に機構と調整を行い、使用可能な状態とすること。

（2）各種申告書等の内容確認

- ① 各種申告書等の受領（紙対応者※一部の書類は WEB 対応者・紙対応者共通）
各高専等から年末調整の実施に必要な各種申告書等を受領し、（1）④のうち紙対応者となった年末調整対象者データと突合を行い到着確認する。なお、「次年分扶養控除等申告書」については紙対応者のみならず WEB 対応者からも提出を受ける。
未到着者については、対象者名を一覧表にまとめ、各高専等の担当者へ照会する。
- ② 各申告書（紙対応者）及び、保険料控除等申告書及び住宅借入金特別控除申告書（WEB 対応者）の内容確認
紙対応者については、①で受領した各種申告書等の内容について、（1）③のチェックリストに基づき正しく記載等が行われているか確認する（法令等の要件等）。また WEB 対応者においては、機構で使用している年末調整システムへの登録データの内容について、紙対応者と同様に（1）③のチェックリストに基づき正しく記載等が行われているか確認する。

- ③ 内容確認結果に基づく各種申告書等の訂正（WEB 対応者・紙対応者共通）
 - ②の確認結果，内容に不備がある場合には，各高専等を通じて対象者へ照会を行い，照会結果に基づいて各種申告書等の訂正を行う。
- ④ 年末調整取込 CSV データの作成（WEB 対応者・紙対応者共通）
 - 内容を確認した各種申告書等に基づいて，年末調整取込 CSV データを作成する。各種申告書等の入力にあたっては，一度入力が完了した後，必ず別の者により再度入力を行うこと。一度目と二度目で入力内容が異なる場合は，一度目と二度目に入力した者とは別の者が申告書等を確認して正しい入力（以下，「ベリファイ入力」という。）を行うこと。なお，③で照会中の対象者のデータ作成は行わない。また，データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成する。

（3）再年末調整の実施

- ① 各種申告書等の受領（紙対応者）
 - 各高専等から年末調整の実施に必要な各種申告書等を受領し，（1）④のうち紙対応者となった年末調整対象者データと突合を行い到着確認する。未到着者については，対象者名を一覧表にまとめ，各高専等の担当者へ照会する。
- ② 各申告書（紙対応者）及び，保険料控除等申告書及び住宅借入金特別控除申告書（WEB 対応者）の内容確認
 - 紙対応者については，①で受領した各種申告書等の内容について，（1）③のチェックリストに基づき正しく記載等が行われているか確認する（法令等の要件等）。また WEB 対応者においては，機構で使用している年末調整システムへの登録データの内容について，紙対応者と同様に（1）③のチェックリストに基づき正しく記載等が行われているか確認する。
- ③ 内容確認結果に基づく各種申告書等の訂正（WEB 対応者・紙対応者共通）
- ④ 各種申告書等未到着者及び書類不備者等の報告（WEB 対応者・紙対応者共通）
- ⑤ 再年末調整用年末調整取込 CSV データの作成（WEB 対応者・紙対応者共通）
 - 内容を確認した各種申告書等に基づいて，再年末調整用年末調整取込 CSV データを作成する。各種申告書等の入力にあたっては，ベリファイ入力を行うこと。なお，④で作成した年末調整取込 CSV データにおける重複者がいる場合には，新規データと区別して CSV データを作成すること。また，データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成すること。

（4）翌年分家族情報扶養 CSV データの作成

（2）の①にて受領した「次年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の申告内容及び，年末調整ないし再年末調整の内容確認時に判明した内容をもとに次年 1 月給与から適用する税扶養 CSV データを作成する。扶養控除等申告書の入力にあたっては，ベリファイ入力を行うこと。また，データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成すること。

（5）源泉徴収票・給与支払報告書等作成

- ① 住所取込 CSV データの作成 (WEB 対応者・紙対応者共通)
翌年の扶養控除等申告書を基に住所取込 CSV データを作成する。扶養控除等申告書の入力にあたっては、バリファイ入力を行うこと。また、データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成すること。
- ② 住民税特別徴収・普通徴収区分リストの受領 (WEB 対応者・紙対応者共通)
機構から源泉徴収票、給与支払報告書及び給与支払報告書(総括表)の作成に必要な住民税特別徴収・普通徴収区分リストを受領する。
- ③ 適用欄取込 CSV データの作成 (WEB 対応者・紙対応者共通)
各種申告書等の内容に基づいて、②で受領した特別徴収区分及び摘要欄に記載が必要な内容について摘要欄取込 CSV データを作成する。各種申告書等の入力にあたっては、バリファイ入力を行うこと。また、データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成すること。
- ④ 源泉徴収票・給与支払報告書作成用データの受領 (WEB 対応者・紙対応者共通)
機構から源泉徴収票・給与支払報告書作成のためのデータ及び作成対象件数を受領する。
- ⑤ 源泉徴収票の作成 (WEB 対応者・紙対応者共通)
④で受領したデータ内容を確認し、源泉徴収票を作成する。源泉徴収票の作成は教職員分、各高専等控分の2部作成する。なお、教職員分については請負者が準備する圧着ハガキ式の様式とし、表面に住所、所属、氏名、職員番号等を印字する。
- ⑥ 源泉徴収票作成対象者一覧表の作成 (WEB 対応者・紙対応者共通)
各高専等(キャンパス毎)の源泉徴収票作成対象者一覧表(高専送付対象者と教職員自宅送付分は別々とする。)を作成する。
- ⑦ 源泉徴収票の区分・並び替え (WEB 対応者・紙対応者共通)
作成した源泉徴収票の教職員分については、各高専等送付分(学外非常勤職員分を除く)と教職員(学外非常勤職員のみ)自宅送付分に区分し、各高専等送付分については所属、職員番号順に並び替えを行う。
- ⑧ 源泉徴収票及び各個人の翌年分扶養控除等申告書の各高専等への送付 (WEB 対応者・紙対応者共通)
⑦で並び替えした源泉徴収票、⑥で作成した源泉徴収票作成対象者一覧表及び各個人の翌年分扶養控除等申告書を梱包し、年末調整実施スケジュールに基づいて各高専等に送付する。
- ⑨ 源泉徴収票の自宅への送付 (WEB 対応者・紙対応者共通)
自宅送付分について、年末調整実施スケジュールに基づいて送付する。
- ⑩ e-tax 及び eltax への取込用の給与支払報告書データ作成 (WEB 対応者・紙対応者共通)
④で受領したデータ内容を確認し、e-tax 及び eltax への取込用のデータを地方税共同機構で提供する「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」を用いてエラーを解消したうえで、CSV 形式で作成する。

⑪ 法定調書提出用基礎データ作成（WEB 対応者・紙対応者共通）

法定調書提出の分類毎の年末調整取りまとめエクセルデータを作成する。
また、データは機構が指定するデータフォーマットに基づいて作成する。

⑫ 光ディスク等による法定調書提出用データ作成及び送付（WEB 対応者・紙対応者共通）

国税庁で定めるデータ形式（CSV 形式）で光ディスク（CD 又は DVD）を 2 枚作成し、機構に送付する。

（6）その他付随業務（WEB 対応者・紙対応者共通）

① 各高専等からの質問対応

各種申告書の記載方法等について、各高専等、教職員からの質問対応を行う。

② 各高専等との照会対応

各種申告書の内容を確認し、各高専等、教職員に対して照会対応を行う。

③ 各市区町村との照会対応

給与支払報告書の提出先、送付確認等について各市区町村からの照会対応を行う。

④ 法令等改正対応

法令等の改正に伴う各種申告書等、源泉徴収票、給与支払報告書及び給与支払報告書（総括表）の様式変更に対応する。

⑤ 内容確認済各種申告書のファイリング

年末調整を行った内容確認済の各種申告書等について、各高専等（1 高専 1 ファイル）に、職員番号順及び申告書順（機構指定）に並び替えを行い、一覧表（職員番号、氏名、個人毎の各種申告書等有無）を付して請負者の準備するガバットファイル（背表紙ラベル付き）へのファイリングを行う。

⑥ 翌年分の扶養控除等申告書の並べ替え・送付

翌年分の扶養控除等申告書は職員番号順に並び替えをし、各高専等に送付する。

5-2. 住民税特別徴収改定業務

5月から6月にかけて市区町村から送付された税額通知書を基に給与から控除する住民税の改定に関する業務を行う。

5-2-1. 住民税特別徴収改定業務

5-2-1-1. 対象業務

対象とする業務は、各高専等教職員に対する住民税の特別徴収改定データの作成、税額通知書（特別徴収義務者用及び本人用）等の指定場所への発送及び前記の業務実施に係るその他の付随業務。

5-2-1-2. 業務の概要

（1）事前準備作業

住民税特別徴収改定業務の実施のための業務体制図・業務手順書を作成し、事前に機構とスケジュール調整を行う。なお、機構から提供するデータ等は以下のとおり。

- ① 税額通知書（特別徴収義務者用及び本人用）※eltax 通知分を含む
- ② 特別徴収依頼データ（職員番号・氏名・高専番号・高専名・1月1日住所・現住所・退職日 等）
- ③ 職員番号変更者リスト
- ④ 請負者への市区町村税額通知書回送状況一覧

(2) 給与システム取込データの作成

機構から送付する税額通知書（特別徴収義務者用）に基づき、給与システム取込データ（CSV データ）を作成する。税額通知書の入力にあたっては、バリファイ入力を行うこと。

(3) 市区町村納付一覧表の作成

税額通知書（特別徴収義務者用）に基づき、市区町村納付一覧表を作成する。ただし、(2) で作成したデータからの加工は不可とする。

(4) 税額通知書未着者管理

機構から送付する特別徴収依頼データと税額通知書（特別徴収義務者用）を確認し未着者一覧表を作成する。その際、eltax 通知分のみ受領となっている場合も明記すること。

(5) 税額通知書（本人用）の送付

- ① 請負者において税額通知書（本人用）を封入する封筒を用意し、封筒に「高専番号」、「高専名」、「職員番号」及び「氏名」を印字した上で税額通知書（本人用）を個人ごとに封入する。また、封入後、封筒表面の「職員番号」及び「氏名」と税額通知書（本人用）の「受給者番号」及び「氏名」が一致しているかを別の者が確認し、封緘する。
- ② ①において封緘した税額通知書（本人用）を各高専等に区分けをし、職員番号順に並び替えるとともに送付者リストを作成し、各高専等へ送付する（一送付先あたり 100～200 件）。ただし、送付する特別徴収依頼データに記載のない者については、封入せず、市区町村毎に整理し機構に送付する。

(6) 税額通知書（特別徴収義務者用）の整理

- ① 税額通知書（特別徴収義務者用）に記載されている個人番号（マイナンバー）を個人情報保護スタンプ等でマスキングを行う。
- ② 税額通知書（特別徴収義務者用）を各都道府県に区分け（市区町村コード順及び通知日順（新しい日付が上にくるようにする。)), 請負者が用意するフォルダ（B 4 サイズ[例]コクヨ B4-INF）に収納し、収納している都道府県が分かるように都道府県コード及び都道府県名を記載したラベルを貼付、又は直接記載する。

請負者が用意するボックスファイル（B4 ヨコ[例]コクヨ B4-LFBN）へ②で作成したフォルダを収納し、機構へ送付する（ボックスファイルの横に収納している都道府県コード及び都道府県名を記載したラベルを貼付、又は直接記載する）。

6. 予定数量

6-1. 年末調整業務（見込み）

年末調整対象者数：約8千人

（WEB対応者：紙対応者＝約7.2千人：約0.8千人）

再年末調整対象者数：約0.3千人

源泉徴収票作成件数：約16千人

6-2. 住民税特別徴収改定業務（見込み）

税額通知書受領数：約8千人分

税額通知書（本人用）封入者数：約7.1千人

税額通知書未着者：約0.2千人

対象市区町村数：6百箇所

7. 納品物及び納期等

7-1. 年末調整業務

（1）事前準備作業

① 様式：任意

ただし、年末調整対象者データは指定のデータフォーマット

② 納期：10月末

③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品。ただし、翌年分 扶養控除等申告書は郵送により各高専等へ納品

（2）年末調整取込 CSV データ（再調整分を含む）

① 様式：指定のデータフォーマット

② 納期：12月上旬（再調整分は、1月上旬）（打ち合わせの上、調整）

③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品

（3）次年分税扶養 CSV データ

① 様式：指定のデータフォーマット

② 納期：1月上旬（打ち合わせの上、調整）

③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品

（4）摘要欄取込 CSV データ

① 様式：指定のデータフォーマット

② 納期：1月上旬（打ち合わせの上、調整）

③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品

（5）各種申告書内容確認結果リスト

① 様式：指定のデータフォーマット

② 納期：1月中旬（打ち合わせの上、調整）

③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品

（6）源泉徴収票

① 様式：法令で定める様式

- ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
- ③ 納品方法：教職員分は，郵送等により各高専等又は自宅へ納品
各高専等控分は，郵送により各高専等へ納品
- (6) 源泉徴収票作成対象者一覧表
 - ① 様 式：任意（ただし，機構の事前承認が必要）
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：郵送等により各高専等へ納品
- (7) 光ディスク等による法定調書提出用データ
 - ① 様 式：国税庁で定める形式
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：郵送等により機構へ納品
- (8) 法定調書作成用基礎データ
 - ① 様 式：指定のデータフォーマット
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品
- (9) etax 及び eltax 用提出データ
 - ① 様 式：法令で定める様式
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：データ授受システムにアップロード
- (10) 内容確認済各種申告書（ファイリング済）
 - ① 様 式：紙媒体
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：郵送等により機構へ納品
- (11) 扶養控除等申告書等印刷データ（各高専等からの依頼により修正を行ったもの）
 - ① 様 式：指定のデータフォーマット
 - ② 納 期：1月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品

本仕様書に定めのない事項，又は疑義のある事項については，機構と請負者が協議の上，決定するものとする。

7-2. 住民税特別徴収改定業務

- (1) 業務体制図・業務手順書及びスケジュール調整
 - ① 様 式：任意
 - ② 納 期：4月末日
- (2) 給与システム取込データ
 - ① 様 式：指定のデータフォーマット
 - ② 納 期：5月末日
 - ③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品
- (3) 市区町村納付一覧表
 - ① 様 式：指定のデータフォーマット

- ② 納 期：5月末日
- ③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品
- (4) 未着者一覧表
 - ① 様 式：指定のデータフォーマット
 - ② 納 期：5月下旬（打ち合わせの上，調整）
 - ③ 納品方法：データ授受システムを利用して機構へ納品
- (5) 本人用税額通知書
 - ① 様 式：封書
 - ② 納 期：6月17日（土日の場合は，前業務日）着
 - ③ 納品方法：郵送等により各高専等へ納品
- (6) 税額通知書（特別徴収義務者用）
 - ① 様 式：紙媒体
 - ② 納 期：6月17日（土日の場合は，前業務日）着
 - ③ 納品方法：郵送等により機構へ納品

8. 費用の負担区分

一切の費用は請負者が負担する。

9. 業務の完了

機構は年末調整業務及び住民税特別徴収改定業務の各業務の証憑及び「業務完了報告書」（任意様式）に基づき，当該年分の各業務に対する検査を行い，当該検査に合格した場合に，当該年分の各業務が完了したものとする。

10. 再委託等の禁止

請負者は，業務を自ら履行するものとし，業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。また，業務の一部について委託をする場合は機構の承認を得たうえで行うこと。なお，承認された場合であっても，請負者は契約による責を免れることはできない。

11. 監督及び検査

機構は業務内容について指導監督を行う。また，業務場所へ臨場し，監督又は検査することができることとする。

12. 損害賠償責任

請負者の故意又は過失により，機構に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。

13. 事故又は災害等

事故又は災害等により，受託業務に支障を来たしたときは，直ちに機構に報告し，そ

の指示に従うこと。

14. 情報セキュリティ

- (1) 請負者は情報セキュリティ及びサプライチェーン・リスクの要因となる脆弱性を発生させない又は増大させないための管理体制を構築し、応札時に機構に提示すること。報告する体制には以下の情報を含めること。また、体制が変更になった場合は速やかに機構へ報告を行うこと。
 - ① 管理体制図
 - ② 請負者の資本関係、役員等の情報
 - ③ 業務の実施場所
 - ④ 業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）
 - ⑤ 業務従事者の実績及び国籍に関する情報
 - ⑥ 情報セキュリティインシデント発生時の対応手順
- (2) 本業務に係る情報は、日本法令のみが適用される環境のみで取り扱うこと。
- (3) 情報セキュリティ侵害発生時には、必要に応じ機構の情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 機構が求めた場合、本案件に係る情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況について報告すること。情報セキュリティ対策が不十分だったことが判明した場合、請負者の責において、適切な対策を講ずること。また、必要に応じて機構の情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (5) 本業務に利用する情報端末には物理的な盗難及び不正な持ち出しを防止するための対策を講ずること。
- (6) 第三者による不正操作及び表示用デバイスの盗み見を防止するための対策を講ずること。(例:一定時間操作がないと自動的にスクリーンロックする。のぞき見防止フィルタを取り付ける。等)
- (7) USB メモリ等、可搬性の高い外部電磁的記憶媒体を利用しないこと。
- (8) 本業務に係る情報を機構が指定する以外のクラウドサービスで取り扱わないこと。また、短縮 URL や QR コード生成のクラウドサービスを利用しないこと。
- (9) 本業務に利用する情報端末の OS は常に最新の状態に保つこと。また、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、ソフトウェア及びパターンファイルを常に最新の状態に保つこと。その他、利用するソフトウェアに関連する脆弱性が公開された場合、速やかに対応すること。

15. その他

本仕様書に定めのない事項、又は疑義のある事項については、機構と請負者が協議の上、決定するものとする。